

公 告

陸上自衛隊青野原駐屯地
業務隊長 稗田 淳

陸上自衛隊青野原駐屯地において、行政財産の使用許可を受けて有償により食堂、売店等を運営する業者について以下のとおり公募を行う。

1 公募に関する事項

(1) 設置業者及び店舗数等

区 分	店舗数	営業内容	設置場所
食堂等	1	食事（飲酒含む）酒、乾物等販売	厚生センター内、演習場内
売店等	物品販売	飲食物、雑貨等販売	厚生センター内
	クリーニング	クリーニング取次	厚生センター内
	理容店	散髪	厚生センター内

(2) 設置施設の所在地及び名称

兵庫県小野市桜台1 陸上自衛隊青野原駐屯地
兵庫県小野市河合西町 陸上自衛隊青野ヶ原演習場

(3) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(4) 運営開始時期

令和7年4月1日（火）以降

(5) 応募資格

- ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- イ 暴力団排除に関する誓約事項に同意できる者

2 公募日程

(1) 公募期間

令和6年7月1日（月）～同年7月19日（金）午前10時～午後5時まで（土日を除く。）

(2) 公募要領

- ア 陸上自衛隊青野原駐屯地 第352会計隊青野原派遣隊 入札公告板
- イ 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>

3 応募要領

(1) 応募書類受付期間

令和6年7月1日（月）～同年8月7日（水）午後5時まで

(2) 応募書類

申請書、企画提案書及び付属書類等（募集要項に記載）

(3) 応募書類の入手先

- ア 業務隊厚生科厚生班
- イ インターネット上に掲示（<http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>）
「その他」調達情報 中部方面会計隊 入札公告「公募」

ウ 郵送を希望される業者は、住所、氏名及び希望設置業種を明記し、400円切手（速達）を貼った返信用封筒（長形3号：120mm×235mm）を同封して第6項問合せ先に送付して下さい。

(4) 応募書類の提出先

第7項問合せ先と同じ（郵送可）

(5) 提出書類は、採否に関わらず、審査終了後も返却しないので了承をお願いします。

4 公募に係る説明会

(1) 日 時

令和6年7月25日(木) 午後2時～4時

(2) 場 所

陸上自衛隊青野原駐屯地

(3) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 説明会への参加を希望する業者は、準備の都合上、令和6年7月22日(月) 午後12時までに、
①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号④車で来隊される方は車種・車番をFAXで連絡
して下さい。(電話連絡可能です。)

ウ 参加は、1業者2名以内でお願いします。

(4) FAX等確認後、駐屯地への入門要領等について電話連絡いたします。

5 業者選定方法

ア 提出された企画提案書等の審査により、決定するものとします。

イ 運営業者決定

令和6年9月11日(水) 予定

6 その他

細部内容は、募集要項及び仕様書による。

7 問合せ先

(1) 〒675-1351 兵庫県小野市桜台1番地 青野原駐屯地業務隊厚生科厚生班

TEL 0794(66)7301 内線466

FAX 0794(66)7301 内線333

(2) 担当 厚生班長 前田 淳

「食堂、売店等の設置及び経営」募集要項

青野原駐屯地業務隊

募集要項

1 概要

食堂、売店等に関し、その営業を検討する業者に対し応募要領を示すものです。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

兵庫県小野市桜台1 陸上自衛隊青野原駐屯地
兵庫県小野市河合西町 陸上自衛隊青野ヶ原演習場

4 応募要領

(1) 日程

7月	8月	9月	10月
7/22		9/11	
説明会参加希望提出期限		運営業者決定	
7/25			
説明会			
7/1 ~ 8/7		9/13	~ 10/16
応募書類提出期間			必要書類の提出
※説明会参加は希望業者のみ			

(2) 説明会

ア 日 時

令和6年7月25日(木)午後2時～

イ 場 所

陸上自衛隊青野原駐屯地(細部については、駐屯地の正門において案内)

ウ 実施内容

細部の応募要領及び業務仕様並びに営業場所の現地説明

エ. 説明会参加希望の提出

(ア) 説明会参加希望者(各業者2名以内)は、令和6年7月22日(月)午後12時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号④車で来隊される方は車種・車番をFAXで連絡して下さい。(電話連絡可能です。)

(イ) 宛先

電 話 0794(66)7301 内線466

FAX 0794(66)7301 内線333

(3) 応募書類の提出(細部については、説明会において説明)

ア 提出書類(部数)

(ア) 申請書(1部)、企画提案書(2部)及び付属書類、その他

(イ) 細部については、別紙のとおり

イ 提出先

青野原駐屯地業務隊厚生科 前田 淳

ウ 提出期限

令和6年8月7日(水)午後5時まで

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 設置業種及び店舗数

設置施設における設置業種及び店舗数は以下のとおり。

区 分		店舗数	営業内容	設置場所
食堂等		1	食事(飲酒含む) 酒、乾物等販売	厚生センター内 演習場内
売店等	物品販売	1	飲食物、雑貨等販売	厚生センター内
	クリーニング店	1	クリーニング取次	厚生センター内
	理容店	1	散髪	厚生センター内

※ 申請時に、上記のどの業種に応募するかを明記すること。

(3) その他

別添：仕様書のとおり。

6 業者決定日

令和6年年9月11日（水）予定

※文書により通知（郵送）

7 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 設置する備品の機種等（付紙様式第7）

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

10月中旬（別途通知）

提出書類等

1 申請書1部（付紙様式第1）

2 企画提案書2部（付紙様式第2）

※ 以下の事項については、必ず記載すること。

- (1) 主な販売予定商品・販売価格表（付紙様式第3）
- (2) 営業日及び営業時間
- (3) 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- (4) 省エネルギー・環境対策、ゴミ、廃棄物の処分方法
- (5) 衛生管理方法
- (6) クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- (7) 精算方法（レジ（現金）、電子マネー、プリペイドカード等）
- (8) 駐屯地における営業方針
- (9) 会社概要
- (10) その他のアピールポイント
- (11) 食堂等に応募する者は、販売予定商品と同等の商品の写真（デジタル写真可：販売予定価格を記入）10枚以内（A4に4枚を貼付）（付紙様式第4）
- (12) 設置する備品の機種等（付紙様式第5）

3 企画提案書付属書類2部

販売商品カタログ、店内レイアウト、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

4 その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

- (1) 業務確約書（付紙様式第6）
- (2) 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- (3) 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- (4) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- (5) 印鑑証明書
- (6) 都道府県知事等の発行した営業許可証の写し

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、(2)、(3)及び(4)に定める書類に代えることができる。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

食堂、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(申請を行う業種)

業 種 等	場 所

(記入例)

業 種 等	場 所
売店等 物品販売	厚生センター

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会 社 名：

ア 主な販売予定商品・販売価格表（付紙様式第3）
イ 営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営 業： 有 ・ 無 営業時間： ※ 展示即売を除く
ウ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
エ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
オ 衛生管理方法（200字以内）

カ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
(200字以内)

キ 精算方法(レジ(現金)、電子マネー、プリペイドカード等)
(200字以内)

※ 展示即売を除く

ク 駐屯地における営業方針(200字以内)

ケ 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

コ その他のアピールポイント(200字以内)

サ 出店計画及び区画数要望数(付紙様式第5) ※ 展示即売のみ

主な販売予定商品・販売価格表（食堂等）

商品名	販売価格	食材率	市場価格
記入例 焼肉定食			

付紙様式第4

販売予定商品と同等の商品の写真（食堂等に応募する者のみ：10枚以内）

<p>商品名 _____ 価格 _____ 円 _____ カロリー _____ kcal</p>	<p>商品名 _____ 価格 _____ 円 _____ カロリー _____ kcal</p>
<p>商品名 _____ 価格 _____ 円 _____ カロリー _____ kcal</p>	<p>商品名 _____ 価格 _____ 円 _____ カロリー _____ kcal</p>

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊青野原駐屯地地区における食堂、売店等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

仕 様 書 (食堂等)

- 1 業務件名
陸上自衛隊青野原駐屯地内及び青野原駐屯地演習場内における委託売店の経営
- 2 業務内容
食堂・飲食提供・酒売店（青野原駐屯地内）、売店（青野原演習場内）
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、店舗の使用場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、当該駐屯地等を所管する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号該当する場合は、使用許可を取消又は変更することがある。
 - ア 国が国有財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で国有財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 都道府県知事の発行した営業許可書を保有していること。
 - (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に店舗の使用面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1平方メートルあたりの国有財産使用料（予定額：使用許可時に確定）は別紙のとおりとする。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。
※光熱水料は、別途徴収する。

7 使用場所

使用場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

8 業務期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、令和17年3月31日まで国有財産の使用許可を更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

※ 店舗の設置・撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、直接甲又は乙が責任を負うべき事故を除き、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、全ての責任を負うものとする。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲又は乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲又は乙の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲又は乙に関する情報（書面等をもって甲又は乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取るものとする。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲又は乙に損害を与えた場合には、甲又は乙に対し全ての損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする3か月前までに甲又は乙に通知し、甲又は乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づく業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 店舗に係る備品等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、許可物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担するものとする。
- (5) 販売品目等の選定に当たり、隊員のニーズに合ったサービスの提供に努めるものとし、甲の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 丙は、店舗ごとの毎月の売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年度5月末日までに、甲に提出すること。
- (7) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲の指示する書類を甲に提出しなければならない。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

17 その他の条件（災害対応）

自衛隊の活動に際して理解を頂き、災害発生時には営業時間の変更・物品販売品目の臨時変更等柔軟な販売形態に関する協議に対応して頂けること。

国 有 財 産 使 用 料

1 食堂・飲食提供（建物）

1㎡当たりの金額（円）	面積（㎡）	年間使用料（円）	使用許可者
3,397	181.99	583,550 (消費税込)	近畿中部防衛局長

2 食堂・飲食提供（土地）

1㎡当たりの金額（円）	面積（㎡）	年間使用料（円）	使用許可者
184	45.86	8,457	近畿中部防衛局長

3 演習場売店（建物）

1㎡当たりの金額（円）	面積（㎡）	年間使用料（円）	使用許可者
3,397	38.88	124,668 (消費税込)	近畿中部防衛局長

3 演習場売店（土地）

1㎡当たりの金額（円）	面積（㎡）	年間使用料（円）	使用許可者
148	17.33	2,564	近畿中部防衛局長

- ※ 1 建物については、消費税が課せられます。
2 使用料については、令和6年4月1日現在の金額であり実際に使用許可をする際には変更があります。
3 なお、土地の使用に関しては、決定業者と調整する。

仕 様 書 (物品販売)

- 1 業務件名
陸上自衛隊青野原駐屯地内における委託売店の経営
- 2 業務内容
物品販売（コンビニ形式）の経営
（他に応募がなかった場合のクリーニング取次店を含む。）
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、店舗の使用場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、当該駐屯地等を所管する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号該当する場合は、使用許可を取消又は変更することがある。
 - ア 国が国有財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で国有財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 都道府県知事の発行した営業許可書を保有していること。
 - (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に店舗の使用面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1平方メートルあたりの国有財産使用料（予定額；使用許可時に確定）は別紙のとおりとする。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。※光熱水料は、別途徴収する。

7 使用場所

使用場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

8 業務期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、令和17年3月31日まで国有財産の使用許可を更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

※ 店舗の設置・撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、直接甲又は乙が責任を負うべき事故を除き、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、全ての責任を負うものとする。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲又は乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲又は乙の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲又は乙に関する情報（書面等をもって甲又は乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取るものとする。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業

務に関して甲又は乙に損害を与えた場合には、甲又は乙に対し全ての損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする3か月前までに甲又は乙に通知し、甲又は乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づく業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 店舗に係る備品等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、許可物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担するものとする。
- (5) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 丙は、店舗ごとの毎月の売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年度5月末日までに甲に提出すること。
- (7) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲の指示する書類を甲に提出しなければならない。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

国 有 財 産 使 用 料

(建物)

1㎡当たりの金額 (円)	面 積 (㎡)	年間使用料 (円)	使用許可者
3,397	102.70	348,90 (消費税込)	近畿中部防衛局長

(土地)

1㎡当たりの金額 (円)	面積 (㎡)	年間使用料 (円)	使用許可者
184	25.00	4,600	近畿中部防衛局長

- ※ 1 建物については、消費税が課せられます。
2 使用料については、令和6年4月1日現在の金額であり実際に使用許可をする際には変更があります。
3 なお、土地の使用に関しては、決定業者と調整する。

仕 様 書 (理容)

- 1 業務件名
陸上自衛隊青野原駐屯地内における委託売店の経営
- 2 業務内容
理容の経営
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、店舗の使用場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、当該駐屯地等を所管する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号該当する場合は、使用許可を取消又は変更することがある。
 - ア 国が国有財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で国有財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 都道府県知事の発行した営業許可書を保有していること。
 - (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に店舗の使用面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1平方メートルあたりの国有財産使用料（予定額：使用許可時に確定）は別紙のとおりとする。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。
※光熱水料は、別途徴収する。

7 使用場所

使用場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

8 業務期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、令和17年3月31日まで国有財産の使用許可を更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

※ 店舗の設置・撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、直接甲又は乙が責任を負うべき事故を除き、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、全ての責任を負うものとする。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲又は乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲又は乙の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲又は乙に関する情報（書面等をもって甲又は乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取るものとする。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、及びその

他業務に関して甲又は乙に損害を与えた場合には、甲又は乙に対し全ての損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする3か月前までに甲又は乙に通知し、甲又は乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づく業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 店舗に係る備品等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、許可物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担するものとする。
- (5) 丙は、店舗ごとの毎月の売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年度5月末日までに甲に提出すること。
- (6) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲の指示する書類を甲に提出しなければならない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

国 有 財 産 使 用 料

1㎡当たりの年額 (円)	面 積 (㎡)	使 用 料 (円)	使 用 許 可 者
3,397	24.18	82,140 (消費税込)	近畿中部防衛局長

(土地)

1㎡当たりの金額 (円)	面積 (㎡)	年間使用料 (円)	使 用 許 可 者
184	12.50	2,300	近畿中部防衛局長

- ※ 1 建物については、消費税が課せられます。
 2 使用料については、令和6年4月1日現在の金額であり実際に使用許可をする際には変更があります。
 3 なお、土地の使用に関しては、決定業者と調整する。

仕 様 書 (ク リ ー ニ ン グ)

- 1 業務件名
陸上自衛隊青野原駐屯地内における委託売店の経営
- 2 業務内容
クリーニング取次の経営
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、店舗の使用場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、当該駐屯地等を所管する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号該当する場合は、使用許可を取消又は変更することがある。
 - ア 国が国有財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で国有財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 都道府県知事の発行した営業許可書を保有していること。
 - (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に店舗の使用面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1平方メートルあたりの国有財産使用料（予定額：使用許可時に確定）は別紙のとおりとする。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。
※光熱水料は、別途徴収する。

7 使用場所

使用場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

8 業務期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、令和17年3月31日まで国有財産の使用許可を更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

※ 店舗の設置・撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、直接甲又は乙が責任を負うべき事故を除き、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、全ての責任を負うものとする。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲又は乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲又は乙の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲又は乙に関する情報（書面等をもって甲又は乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取るものとする。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、及びその

他業務に関して甲又は乙に損害を与えた場合には、甲又は乙に対し全ての損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする3か月前までに甲又は乙に通知し、甲又は乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づく業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 店舗に係る備品等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、許可物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担するものとする。
- (5) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 丙は、店舗ごとの毎月の売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年度5月末日までに甲に提出すること。
- (7) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲の指示する書類を甲に提出しなければならない。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

国 有 財 産 使 用 料

(建物)

1㎡当たりの金額(円)	面積(㎡)	年間使用料(円)	使用許可者
3,397	19.81	67,300 (消費税込)	近畿中部防衛局長

(土地)

1㎡当たりの金額(円)	面積(㎡)	年間使用料(円)	使用許可者
181	12.50	2,260	近畿中部防衛局長

- ※ 1 建物については、消費税が課せられます。
2 使用料については、令和6年4月1日現在の金額であり実際に使用許可をする際には変更があります。
3 なお、土地の使用に関しては、決定業者と調整する。